

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正*の新旧対照表

※ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示（令和7年個人情報保護委員会告示第6号）による一部改正。以下同法を「デジタル社会形成基本法等一部改正法」という。

【デジタル社会形成基本法等一部改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）施行・表中赤色の破線で囲んだ部分は同条第三号に掲げる規定の施行の日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
目次			目次		
[略]			[同左]		
第1 [略]			第1 [同左]		
第2 用語の定義等			第2 用語の定義等		
[略]			[同左]		
項番	用語	定義等	項番	用語	定義等
①～③	[略]	[略]	①～③	[同左]	[同左]
④	[略]	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第9項】	④	[同左]	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】

		※ 生存する個人の個人番号についても、 特定個人情報に該当する（個人情報保護 法第2条第1項第2号、番号法第2条第 9項）。
⑤	[略]	[略]
⑥	[略]	個人番号をその内容に含む個人情報フ ァイルをいう。 【番号法第2条第10項】
⑦	[略]	行政機関、地方公共団体、独立行政法 人等その他の行政事務を処理する者が 番号法第9条第1項から第3項までの 規定によりその保有する特定個人情報 ファイルにおいて個人情報を効率的に 検索し、及び管理するために必要な限 度で個人番号を利用して処理する事務 をいう（→第4-1-(1)1A a）。 【番号法第2条第11項】
⑧	[略]	番号法第9条第4項の規定により個人 番号利用事務に関して行われる他人の 個人番号を必要な限度で利用して行 う事務をいう（→第4-1-(1)1A b）。 【番号法第2条第12項】
⑨～⑫	[略]	[略]
⑬	[略]	個人番号利用事務を処理する者及び個

		※ 生存する個人の個人番号についても、 特定個人情報に該当する（個人情報保護 法第2条第1項第2号、番号法第2条第 8項）。
⑤	[同左]	[同左]
⑥	[同左]	個人番号をその内容に含む個人情報フ ァイルをいう。 【番号法第2条第9項】
⑦	[同左]	行政機関、地方公共団体、独立行政法 人等その他の行政事務を処理する者が 番号法第9条第1項から第3項までの 規定によりその保有する特定個人情報 ファイルにおいて個人情報を効率的に 検索し、及び管理するために必要な限 度で個人番号を利用して処理する事務 をいう（→第4-1-(1)1A a）。 【番号法第2条第10項】
⑧	[同左]	番号法第9条第4項の規定により個人 番号利用事務に関して行われる他人の 個人番号を必要な限度で利用して行 う事務をいう（→第4-1-(1)1A b）。 【番号法第2条第11項】
⑨～⑫	[同左]	[同左]
⑬	[同左]	個人番号利用事務を処理する者及び個

		人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第13項】
⑭	[略]	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第14項】
⑮～㉓	[略]	[略]

第3 総論

[第3-1～第3-3 略]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

[略]

ア [略]

イ 特定個人情報の安全管理措置等

行政機関の長（個人情報保護法第2条第8項第4号及び第5号の個人情報保護法施行令第3条で定める機関にあっては、その機関ごとに個人情報保護法施行令第18条で定める者をいう。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（同法別表第2に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。以下、第3-6、第4-2-

		人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第12項】
⑭	[同左]	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第13項】
⑮～㉓	[同左]	[同左]

第3 総論

[第3-1～第3-3 同左]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

[同左]

ア [同左]

イ 特定個人情報の安全管理措置等

行政機関の長（個人情報保護法第2条第8項第4号及び第5号の個人情報保護法施行令第3条で定める機関にあっては、その機関ごとに個人情報保護法施行令第18条で定める者をいう。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（同法別表第2に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。以下、第3-6、第4-2-

(2)、第4-4-(3)、第4-4-(4)、第4-4-(5)及び第4-6においてこれらをあわせて「行政機関の長等」という。)については、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならず、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者その他の同法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にも同様の義務が課されている(個人情報保護法第66条)。また、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、個人情報保護法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することが禁止されている(個人情報保護法第67条)。

番号法においては、これらに加え、個人番号利用事務等実施者は、個人番号(生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。)について安全管理措置を講ずることとされている(番号法第12条)。

また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする(同法第10条)

(2)、第4-4-(3)、第4-4-(4)、第4-4-(5)及び第4-6においてこれらをあわせて「行政機関の長等」という。)については、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならず、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者その他の同法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にも同様の義務が課されている(個人情報保護法第66条)。また、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、個人情報保護法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することが禁止されている(個人情報保護法第67条)。

番号法においては、これらに加え、個人番号利用事務等実施者は、個人番号(生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。)について安全管理措置を講ずることとされている(番号法第12条)。

また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする(同法第10条)

とともに、委託者に対し、委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第13項及び第14項）、これらの者も番号法における個人番号の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。

ウ [略]

(2) [略]

(3) 罰則の強化

[略]

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
①～ ⑦	[略]	[略]	[略]	[略]
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カード又はカード代替電磁的記録を取得	[略]	[略]	[略]

[第3-5～第3-7 略]

第4 各論

とともに、委託者に対し、委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。

ウ [同左]

(2) [同左]

(3) 罰則の強化

[略]

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
①～ ⑦	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	[同左]	[同左]	[同左]

[第3-5～第3-7 同左]

第4 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-(1) 個人番号の利用制限

(関係条文)

[略]

1 個人番号の原則的な取扱い

[略]

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる(番号法第2条第9項)。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、基礎年金番号、システムで使用している住民番号、職員番号等(個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの)は、「個人番号」には該当しない。

A 個人番号を利用することができる事務

a 個人番号利用事務(番号法第9条第1項から第3項)

個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、社会保障、税、災害対策その他の行政分野において、番号法第9条第1項から第3項までの規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用し

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-(1) 個人番号の利用制限

(関係条文)

[同左]

1 個人番号の原則的な取扱い

[同左]

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる(番号法第2条第8項)。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、基礎年金番号、システムで使用している住民番号、職員番号等(個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの)は、「個人番号」には該当しない。

A 個人番号を利用することができる事務

a 個人番号利用事務(番号法第9条第1項から第3項)

個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、社会保障、税、災害対策その他の行政分野において、番号法第9条第1項から第3項までの規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用し

て処理する事務をいう（番号法第2条第11項）。

番号法別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は準法定事務処理者を含む。）は、番号法第9条第1項に基づき、同表の当該各項の下欄に掲げる事務又は準法定事務において、個人番号を利用することができる（番号法第9条第1項）。

また、地方公共団体の場合は、同法別表に掲げられていない事務又は準法定事務に該当しない事務であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる（番号法第9条第2項）。

* [略]

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として複数の事務を同一の機関で処理しており、番号法別表に掲げられている事務又は準法定事務を処理するために必要な場合に、同一の機関内の複数の事務間で特定個人情報に移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用すること（以下「庁内連携」という。）が想定される。庁内連携を行う場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、番号法第9条第

て処理する事務をいう（番号法第2条第10項）。

番号法別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は準法定事務処理者を含む。）は、番号法第9条第1項に基づき、同表の当該各項の下欄に掲げる事務又は準法定事務において、個人番号を利用することができる（番号法第9条第1項）。

また、地方公共団体の場合は、同法別表に掲げられていない事務又は準法定事務に該当しない事務であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる（番号法第9条第2項）。

* [同左]

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として複数の事務を同一の機関で処理しており、番号法別表に掲げられている事務又は準法定事務を処理するために必要な場合に、同一の機関内の複数の事務間で特定個人情報に移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用すること（以下「庁内連携」という。）が想定される。庁内連携を行う場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、番号法第9条第

1項に基づく事務であっても、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。

なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合に、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定めて庁内連携を行い、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とするときは、当該書面の提出を義務付けている当該事務の根拠を定める条例を改正等する必要がある。

また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。

行政機関等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。

[b・c 略]

B [略]

2 [略]

第4-1-(2) [略]

1項に基づく事務であっても、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。

なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合に、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定めて庁内連携を行い、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とするときは、当該書面の提出を義務付けている当該事務の根拠を定める条例を改正等する必要がある。

また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。

行政機関等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。

[b・c 同左]

B [同左]

2 [同左]

第4-1-(2) [同左]

第4-2 [略]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

[第4-3-(1)・第4-3-(2) 略]

第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

(関係条文)

[略]

1 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の情報連携

A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）

情報提供ネットワークシステムとは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、同法第2条第15項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下第4-3-(3)及び第4-5において同じ。）の間で、利用特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、番号法第21条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。

[B・C 略]

[2・3 略]

第4-3-(4) [略]

第4-2 [同左]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

[第4-3-(1)・第4-3-(2) 同左]

第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

(関係条文)

[同左]

1 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の情報連携

A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）

情報提供ネットワークシステムとは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下第4-3-(3)及び第4-5において同じ。）の間で、利用特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、番号法第21条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。

[B・C 同左]

[2・3 同左]

第4-3-(4) [同左]

第4-3-(5) 本人確認

(関係条文)

[略]

● 本人確認 (番号法第16条)

[略]

〈参考1：本人確認の概要〉

[略]

① 本人から個人番号の提供を受ける場合

i 個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」(法16一)

※ 個人番号利用事務等で性別情報を利用している場合(券面に性別の記載がない個人番号カードの提示を受けて本人確認を行う場合に限る。)には、個人番号カードのICチップの読み取りにより性別情報を確認しなければならない(法16ただし書)。

ii カード代替電磁的記録の送信を受ける場合

内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いた確認(法16二)

iii i 及び ii 以外の場合

(i) [略]

(ii) [略]

② [略]

※ [略]

〈参考2：通知カードの廃止に係る経過措置〉

[略]

第4-3-(5) 本人確認

(関係条文)

[同左]

● 本人確認 (番号法第16条)

[同左]

〈参考1：本人確認の概要〉

[同左]

① 本人から個人番号の提供を受ける場合

i 個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」(法16)

[新設]

デジタル社会形成基本法等一部改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(同法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日)施行

[新設]

ii i 以外の場合

(i) [同左]

(ii) [同左]

② [同左]

※ [同左]

〈参考2：通知カードの廃止に係る経過措置〉

[同左]

第4-4 [略]

第4-5 特定個人情報保護評価

(関係条文)

[略]

1 特定個人情報保護評価 (番号法第27条、第28条)

[略]

※ [略]

(注) 評価実施機関とは、番号法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する同法第2条第15項に規定する行政機関の長等をいう。

[2・3] 略]

第4-6 [略]

[(別添1) ・ (別添2) 略]

第4-4 [同左]

第4-5 特定個人情報保護評価

(関係条文)

[同左]

1 特定個人情報保護評価 (番号法第27条、第28条)

[同左]

※ [同左]

(注) 評価実施機関とは、番号法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する同法第2条第14項に規定する行政機関の長等をいう。

[2・3] 同左]

第4-6 [同左]

[(別添1) ・ (別添2) 同左]